

## 「お得にお試し」が定期購入に インターネット通販は条件をよく確かめて

### 【相談事例】

スマートフォンで動画を見ていたら、シャンプーの広告が表示された。お試し価格に惹かれ1回限りのつもりで頼んだが、2回目が届き定期購入だと気が付いた。申込みの際に定期購入の表示がされたか記憶にないが、定期購入のつもりで購入していないし、2回目以降は金額が高額で支払いたくない。返品し、解約したい。

(50歳・女性)

**ご注意ください!!**

**通信販売にクーリング・オフ(無条件契約解除)はありません。**

事業者が定める返品規約に従う必要があります。

まずは、申込画面で定期購入が条件であったか確認しましょう。

### トラブル回避策

- ・ 広告を見ただけで「お得!」「無料で試せる」と判断せず、「特定商取引法上の表記」や利用規約などで、契約内容、解約・返品条件を必ず確認しましょう。 **契約は慎重に!!**
- ・ 注文最終画面で、支払うことになる総額、定期購入の期間、解約・返品の可否や解約条件の記載をしっかりと確認し、**最終確認画面を保存**しておきましょう。

受取拒否や、事業者の承諾がないまま返品しても解決にはならないケロ。

まずは事業者に解約方法を確認するケロ。

県消費生活センター  
キャラクター「ケロちゃん」



おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先：消費者ホットライン **188 (いやや!)** (局番無し3ケタ)

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう!